

## 委員会提出議案第1号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月6日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 上三信 彰

### さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合政策委員会 12人 市長公室、都市戦略本部、総務局、財政局、経済局、出納室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項（予算委員会の所管に属するものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 市民生活委員会 12人 市民局、<u>スポーツ文化局</u>、環境局及び消防局に関する事項</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（出席説明の要求） 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合政策委員会 12人 市長公室、都市戦略本部、<u>政策局</u>、総務局、財政局、経済局、出納室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項（予算委員会の所管に属するものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 市民生活委員会 12人 市民・<u>スポーツ文化局</u>、環境局及び消防局に関する事項</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（出席説明の要求） 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査</p>

委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。

委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項に規定する総合政策委員会又は市民生活委員会の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）である者は、それぞれこの条例による改正後のさいたま市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項に規定する総合政策委員会又は市民生活委員会の委員となるものとし、その任期は、この条例の施行の日における改正前の条例第2条第1項に規定する総合政策委員会又は市民生活委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第1項に規定する総合政策委員会又は市民生活委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の条例第2条第1項に規定する常任委員会で当該事件を所管することとなるものに付託されたものとみなす。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する間は、改正後の条例第21条の規定は適用せず、改正前の条例第21条の規定は、なおその効力を有する。